

わが家の耐震診断

～河内町木造住宅耐震診断士派遣事業～

対 象	昭和56年以前に建築された木造住宅
事業内容	目視による簡易調査（一般診断法）で、大地震での家屋倒壊の可能性について診断

お問い合わせ先

河内町役場 都市整備課（第2分庁舎）

TEL：0297-84-6957

事業概要

この診断は茨城県木造住宅耐震診断士が、一般診断法による調査で建築物が持つ耐震性能を評価し、耐震補強が必要かどうかを判定し、大地震での家屋倒壊の可能性について診断を行います。

診断結果については、目視による簡易な調査に基づく診断結果ですので、様々な不確定要素が含まれています。

最終的な耐震診断を行いたい場合には、精密診断法により、耐震性や補強方法の確認をされることをお勧めいたします。

茨城県木造住宅耐震診断士とは…

「茨城県木造住宅耐震診断士認定要領」に基づき、茨城県知事が認定した建築技術者です。

事業対象

次の各号に掲げる要件を全て満たすもの。

- (1) 昭和56年5月31日以前に工事に着手した木造住宅又は、昭和56年5月31日以前の建築基準法に基づく耐震基準で建築された木造住宅であること。
- (2) 地上階数が2以下で、在来軸組構法、伝統的構法または枠組壁工法のもの
※木造住宅であっても木質プレハブ工法・丸太組工法等によって建築されたものは事業対象外。
- (3) 建築物の延べ面積が30㎡以上であること。
- (4) 併用住宅の場合、住宅部分の床面積が全体の床面積の1/2以上であること。
- (5) 過去に、この事業に基づく耐震診断を受けていないこと。
- (6) 診断対象建築物を所有（所有権利含む）し、自らが居住していること。
- (7) 所有者及びその世帯員に係る町税等に滞納が無いこと。

診断料金

無料で行います。

耐震診断について

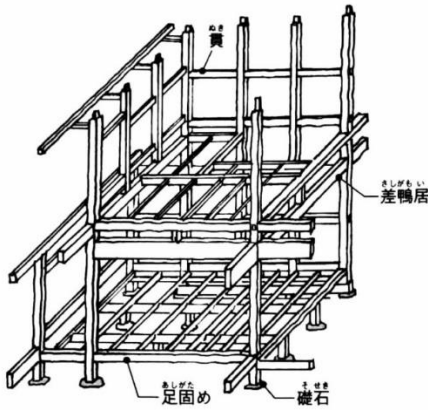
診断方法	診断方法		所要時間	町事業
一般診断法	非破壊検査	目視による外観・内観調査。	3時間程度	あり (無料)
精密診断法	破壊検査	必要に応じて壁や天井などを剥がす内部調査。	半日～1日	なし

対象となる構法

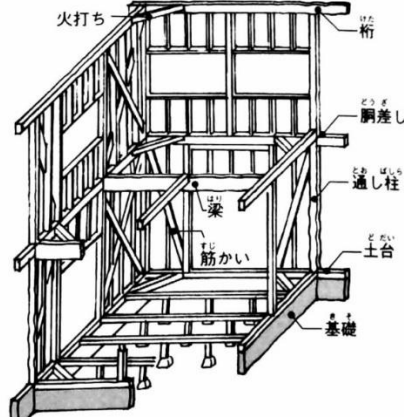
伝統構法	日本の伝統的な建築構法	○
在来軸組構法	伝統構法を簡略化・発展させた構法	○
桝組壁工法 (ツーバイフォー工法)	2インチ×4インチの規格品の構造用製材で構成	○
丸太組工法	丸太を横に積み上げる工法、ログハウス。	×
プレハブ工法	建築物の一部をあらかじめ工場で製作し、現場で組み立てる工法。	×

木造の構法 | 図

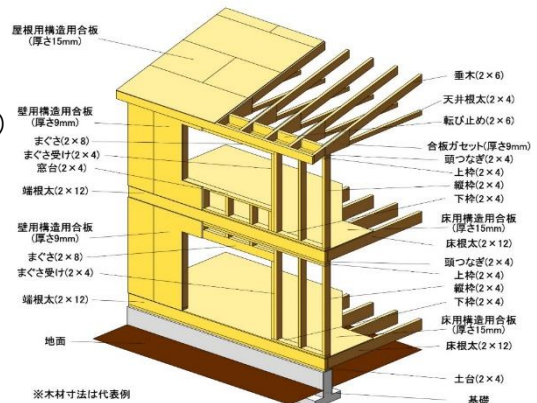
① 伝統構法



② 在来軸組構法



桝組壁工法
(ツーバイフォー工法)



手続きの流れ

①申請書の提出

耐震診断申込書及び同意書（様式第1号）を、都市整備課へ提出します。

②診断士派遣決定の通知

要件を満たす方には「診断士派遣決定通知書」を送付します。

※診断士派遣決定通知書が交付された後、診断を辞退される場合、必ず「診断士派遣決定辞退届」を役場都市整備課に提出してください。

③耐震診断の実施

原則として、所有者（申請者）立会いの下、診断を行います。

※調査日時は、事前に調査を担当する診断士が直接ご連絡いたしますので、日程の調整をお願いいたします。

※診断は診断士が聞き取り調査及び、外観及び内観を目視調査します。天井裏や床下を確認することがありますので、ご協力をお願いいたします。

④診断結果報告書の受理

診断終了後、診断士が「耐震診断結果報告書」をもとに所有者（申請者）に直接説明します。

※結果報告については、診断士が直接ご自宅に伺って説明するため、日程の調整を行います。診断結果を受け、不明な事項があれば、その場で説明を受けてください。建築物によっては、報告まで日数を要する場合がありますので、ご了承ください。

診断にあたって

1. この診断法は、居住者の皆様に過度の負担をかけないように、原則として、図面や聞き取り、あるいは簡易な調査で分かる範囲の情報により診断を行います。また、天井裏や床下を確認させていただくことがあります。
2. この診断は、耐震補強が必要かどうかを判定するものであり、大地震での家屋倒壊の可能性について診断を行うものです。耐震補強の施工方法や外壁、ガラスの破損、建築物の傾斜がないこと等を診断するものではありません。
3. 現地調査はおよそ3時間程度で外観・内観調査を行います。
4. ご自宅に伺う茨城県木造住宅耐震診断士は、診断士である認定証を携帯しています。調査の際にご確認ください。
5. 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、以下のことにご協力ください。
 - ・情勢によっては急遽、調査の延期や中止等をお願いする場合があります。その場合は、別途ご連絡します。
 - ・訪問前に所有者等へ連絡し、所有者等の体調について確認します。
 - ・派遣診断士は、マスクの着用や住宅への出入りの際は手指の消毒を行います。
 - ・診断士派遣時は所有者等もマスクの着用をお願いいたします。

～セールスにご注意ください～

- ・派遣決定通知書を受け取られた方以外のお宅に、町が診断士を派遣する事はありません。
- ・派遣された診断士は、改修工事の見積り額の提示や、補強工事の契約の勧誘、代金の請求等の営業活動を行うことはありません。
少しでも不審に感じましたら都市整備課へ確認するなど、十分ご注意ください。